

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：ハザードマップ、西脇市地域防災計画)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において、0.5～1m未満の浸水が予想されているほか、市街地の範囲で1mの浸水が予想されている。また、市内を貫流する加古川及び杉原川の河川近傍において、2m以上の浸水被害が予想されている。

想定最大規模降雨による浸水想定では、市内の大部分が0.5～3mの浸水想定区域に入り、河川近傍では5～10mの浸水想定区域の場所がある。

(土砂災害：西脇市地域防災計画)

当市には土砂災害の法指定区域や危険箇所が多数分布しており、土砂災害の発生が懸念されている。

法指定区域		災害危険箇所	
急傾斜地崩壊危険区域	12箇所	重要水防箇所(国・県)	13箇所
宅地造成工事規制区域	2,498ha	急傾斜地崩壊危険箇所	156箇所
土砂災害警戒区域	253箇所	土石流危険渓流等箇所	112箇所
土砂災害特別警戒区域	160箇所	山腹崩壊危険地区	72箇所
		崩壊土砂流出危険地区	138箇所
		特に警戒を要するため池	114箇所

(地震：西脇市地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、当市を通過する御所谷断層帯に地震が発生した場合、市内平野部で震度6弱、山間部で震度5弱～5強と予測されている。(確実度Ⅱ 地震調査研究推進本部の長期評価対象になっていない)

■御所谷断層帯地震被害予測

物的被害(棟)				人的被害(人)					
揺れ		液状化	火災	建物崩壊 (冬早朝5時)			火災(焼死者数) (冬夕方18時)		全壊・焼失・ 半壊による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
224	2,380	45	1	14	158	6	1	1	1,860

また、当市から約20kmの距離に位置する山崎断層帯は、今後30年以内に、ほぼ0%～0.01%の発生確率であり、地震の規模はM7.3程度と予想されている。当市南西部と北部の一部で震度5強～6弱、東側山間部で震度5弱と予想されている。

■山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震被害予測

物的被害（棟）				人的被害（人）					
揺れ		液状化	火災	建物崩壊 （冬早朝 5 時）			火災（焼死者数） （冬夕方 18 時）		全壊・焼失・ 半壊による 避難者数
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	焼失 棟数	死者数	負傷者 数	重傷者 数	風速 6m/s 未満	風速 6m/s 以上	
23	482	26	1	1	29	1	1	1	347

（その他：西脇市地域防災計画）

当市の市街地においては、古い木造住宅が密集した地域があり、強風・乾燥時の気象条件下で発生した火災は大規模火災につながりやすく、特にフェーン現象が起きた時や火災警報発令下では注意が必要。

（感染症）

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しており、地球温暖化の影響による熱帯性感染症の発生も今後懸念される。また、新型コロナウイルス感染症のようにこれまで顕在化しなかった動物由来感染症の発生が大きな問題となっており、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（2）商工業者の状況

・商工業者数 2,029 小規模事業者数 1,690

業種	商工業 者数	小規模 事業者数	事業所の立地状況
製 造 業	398	334	市内に広く分布している。繊維工業、釣針製造業等については河川沿いに点在している。
建 設 業	183	152	市内に広く分布している。一部は、山裾等に資材置き場等を設けている。
卸・小売業	517	430	市内に広く分布しているが、市街地や幹線道路沿いに立地している事業所が多い。
飲食・宿泊業	207	172	市内に広く分布している。
サービス業	505	420	市内に広く分布している。
そ の 他	219	182	市内に広く分布している。
合 計	2,029	1,690	

（3）これまでの取組

1）当市の取組

・地域防災計画の策定

地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生

命、身体及び財産を災害から保護することを目的として昭和 38 年度に策定。本計画は、予防計画、風水害対策、地震対策、大規模事故災害等対策、復旧計画、復興計画から構成されており、随時見直しを行っている。

- ・防災訓練の実施

当市では、各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。

- ・防災備品の備蓄

当市では、災害に備え、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、資機材の備蓄が進められている。

- ・防災情報伝達システムの構築

気象警報や不審者情報、火災情報などの緊急情報を携帯電話やパソコンにメール配信するにしわき防災ネットや市や地区などから住民に対して防災情報や行政情報を伝える防災行政無線の設置を行っている。

- ・西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当市において病原性の高い新型インフルエンザや新たな感染症が発生した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活と地域経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として平成 27 年 5 月に策定。本計画では、対策に当たっての基本的な考え方、主な対策の方針、対策推進のための役割分担、発生段階ごとの対策等の概要などから構成されている。

2) 当所の取組

- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知

当所会報誌「商工にしわき」への記事掲載・ホームページ、商工会議所ガイドブック等において施策や B C P 策定支援事業の周知を行っている。

- ・事業者 B C P 策定セミナーの開催

- ・災害時における市内事業者の被害状況確認と西脇市並びに兵庫県への報告

II 課題

当所における現状は、事業者 B C P 対策における取組が、広報媒体による施策周知およびセミナーの開催等といった情報発信・啓発活動にとどまっており、具体的な策定支援に関する実績が十分であるとは言い難い。さらには、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不十分といえる。今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務と考える。今後速やかに情報共有等連携を強化していくことが必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや事業者 B C P 等への反映、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルート

構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな復興支援対策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
2029	1690	R3	5	8
		R4	5	8
		R5	6	10
		R6	7	11
		R7	8	12

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～ 令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

当所と当市の役割分担、体制を整理し、多発する自然災害や事故など。日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災 補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報（年6回）や市の広報(毎月)、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・普及啓発チラシを作成（1,200部）し、会員事業所はじめ市内の公共施設等に配布する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・兵庫県の企業BCP策定支援事業を活用し、BCP策定セミナーを年1回以上実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不正確な情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等感染症防止対策用品の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和3年事業継続計画（BCP）の作成を予定。

3) 関係団体との連携

- ・会員事業所である損保会社を通じて専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・事業者のBCP等の取り組み状況の確認（年1回）を行う。
- ・西脇市と定期開催している情報共有会議等を活用して状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5以上）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに当所職員の安否確認を行う。

平日昼間の場合は商工会議所へ連絡する。夜間・休日の場合は事務局長へ連絡する。連絡方法は電話を基本とするが通じない場合は SNS 等繋がるものを利用する。その際の報告事項は下記とする。

①本人ならびに家族の安否

②業務従事の可否

③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況

- ・国内、特に近隣地域での感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い・うがい等を徹底し、必要に応じて事務所の消毒を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定する】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内10%程度(200社程度)の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内1%程度(20社程度)の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内1%程度(20社程度)の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内0.1%程度(2社以上)の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する

但し被害地域と無理なく連絡が取れる状態で、新たな被害報告が無くなった場合は上記の期間を待たず通常の状態に戻す。

- ・当市で策定した「西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務の導入をはじめ、感染症の発生状況に応じて体制維持に必要な対策を実施する。

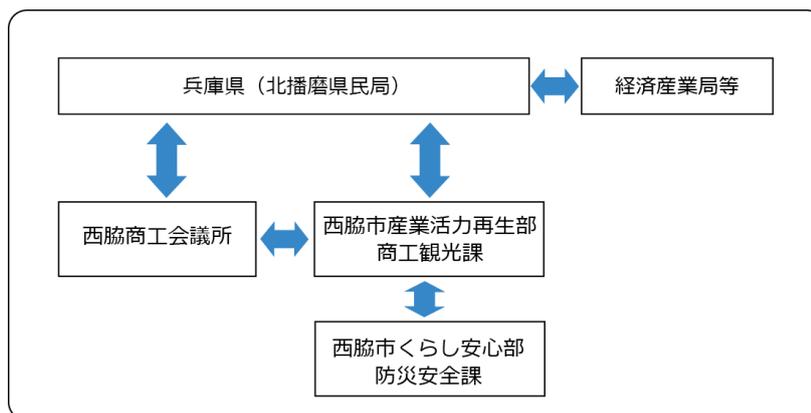
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

【具体的な仕組み】

地区担当職員を決め、各地区の役員・議員に近隣の被害状況を聞き取った上で、被災した事業所に連絡、場合によっては訪問を行い、個別の被害状況を調査する。同時に、会員から寄せられた被害に関する情報とあわせて、災害報告用の「被害報告書」にとりまとめて、速やかに市に報告する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県指定する方法にて当所または当市より兵庫県へ報告する。



< 4. 発災後の地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、安全性が確認された場所に相談窓口を開設する。
- ・相談窓口や被害状況調査等を通じて地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認しながら、適切な情報発信・提供を行う。
- ・国や都道府県、市町村等の復興支援施策について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

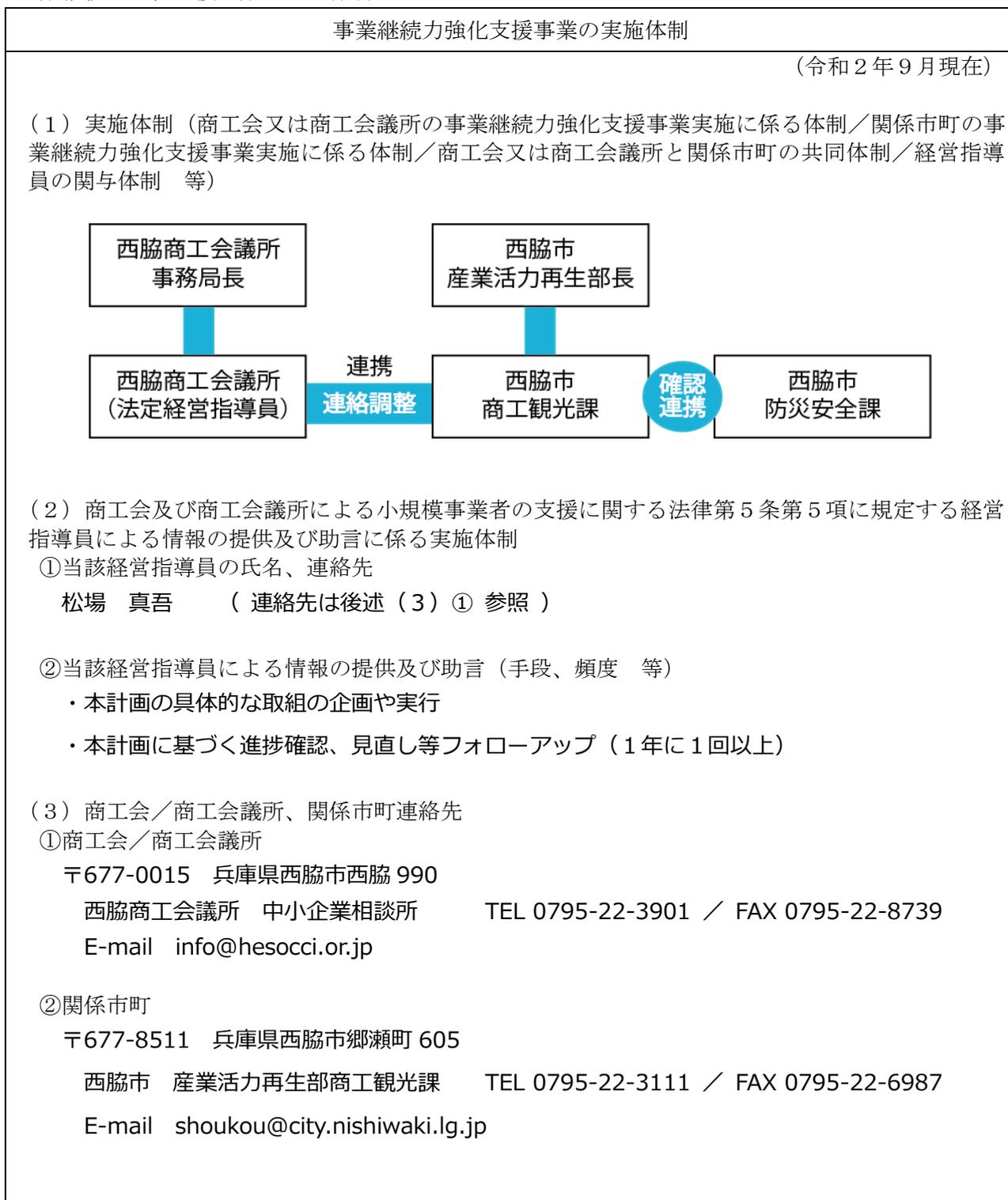
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。他に、北播磨地域の商工会議所とも情報交換を行い、お互いに応援できるような体制を構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	150	150	150	150	150
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西脇市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

